

## 令和4年第11回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年11月10日(木) 午後1時30分から午後2時50分
- 2 場 所 菊池市役所 「204会議室」
- 3 出席委員 1番/笹本一人 2番/米村俊春 3番/井藤弘樹 4番/加藤浩行  
5番/川口五月 6番/丸山利明 7番/宮本洋子 8番/高山悦子  
9番/西口陽二郎 10番/高木洋一 11番/東 博己 12番/吉良至誠  
13番/徳永久美 14番/坂本忠弘 15番/松岡 忠 16番/中山真由美  
17番/青木孝博 18番/森 政喜 19番/古庄正治
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 (本 庁) 吉田 武、菊永圭一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄  
(七城分室) 近藤健志  
(旭志分室) 坂本健誠  
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 農地法第3条許可申請について  
議案第2号 農地法第4条許可申請について  
議案第3号 事業計画変更について  
議案第4号 農地法第5条許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画(案)について
- 報 告 ①許可不要転用届出について  
②取下げについて  
②合意解約について

### 《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきます。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。

本日は、19名、全員の農業委員さんの出席を頂いております。『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より、『令和4年第11回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 《 会長挨拶 》

## 《 議事録署名委員指名 》

会 長) それでは、菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号5番/川口五月委員と議席番号7番/宮本洋子委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

## 《 議案審議 》

会 長) それでは、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第1号/農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。1ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転10件、賃貸借権設定1件、使用貸借権設定3件、地上権設定2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) 所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 説明に入ります前に、今月の案件は農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。2ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

松岡 忠委員) 15番の松岡です。譲渡人と譲受人の農地が隣同士であったため、譲渡人から譲受人に売買を持ち掛けられて、相互合意による売買です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、所有権移転の2番について、説明をお願いいたします。

事務局) 2番です。2ページから3ページです。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木洋一委員) 10番の高木です。11月5日に推進委員と現地調査を行いました。場所は、県道菊池赤水線沿いで、河原郵便局から東に約1.3kmのところですが、身内からの贈与ということです。この農地には、稲作を予定されております。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の3番について、説明をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口五月委員) 5番の川口です。11月5日に推進委員と現地調査を行いました。譲受人は、ここに栗を植えるとのことですが、相互合意による売買です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の4番について、説明をお願いいたします。

事務局) 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。この案件も贈与ということで、譲渡人、譲受人、合意によるもので、何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 所有権移転の5番について、説明をお願いいたします。

事務局) 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

加藤浩行委員) 4番の加藤です。11月5日に推進委員と一緒に現地調査を行いました。お互いの合意による所有権移転です。この農地には、野菜を作られるとのこと。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 所有権移転の6番について、説明をお願いいたします。

事務局) 6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。譲渡人と譲受人とは、親子関係で、贈与ということ。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 所有権移転の7番について、説明をお願いいたします。

事務局) 7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。譲渡人、譲受人、相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、所有権移転の8番と9番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 8番と9番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 8番と9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

森政喜委員) 18番の森です。譲渡人と譲受人は、相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 所有権移転の10番について、説明をお願いいたします。

事務局) 10 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 10 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

森政喜委員) 18 番の森です。譲渡人と譲受人とは親戚関係で、相互合意による売買です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定 1 番の説明をお願いいたします。

事務局) 5 ページをご覧ください。賃貸借権設定の 1 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。譲渡人さんは、高齢で、農業が出来ない為、相互合意による賃貸借です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に使用貸借権設定の、1 番と 2 番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 6 ページです。使用貸借権設定の 1 番と 2 番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1 番と 2 番は、私の担当ですので、意見を述べたいと思います。6 番の丸山です。貸付人の 1 番と 2 番は、いところ同士です。本来は、2 番の方が 1 番の所有者であることから国土調査が行われ、本来の形に戻すまでの間、使用貸借で耕作するための申請です。借受人は、娘さんが住んでいる合志市にお住まいです。11 月 3 日に推進委員と現地を確認しました。ここには、栗が植えられており、数年前から借受人の方が管理をされております。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、使用貸借権設定の 3 番について説明をお願いいたします。

事務局) 使用貸借権設定の3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。貸付人は、高齢ですので、相互合意による貸借です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、地上権設定の1番について説明をお願いいたします。

事務局) 地上権設定の1番です。7ページです。この案件は、前回の総会で農地法第3条の所有権移転を受けられた方の関連です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。10月の総会の3条で、サカキを植えられるというところの案件の関連ですが、今回は、太陽光発電設備に伴い地上権設定を申請されたものです。許可後に、パネル等を設置したいとのこと。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、地上権設定の2番について説明をお願いいたします。

事務局) 地上権設定の2番です。7ページです。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

東博己委員) 11番の東です。11月7日に現地を確認しました。貸付人、借受人は、近所同士で、今回、合併浄化槽設置に伴う排水管を農地の地中に配管するために地上権を設定するものですが、こういう場合も地上権設定でよろしいでしょうか。

事務局) 地上権とは、地上だけの権利でなく、地中で権利設定するときも、地上権といえます。

東博己委員) 11番の東です。了解しました。現地を見ましたが、地表の作付けには何ら問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第3条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終

りましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

**坂本忠弘委員**) 14番の坂本です。所有権移転の2番で、譲受人は、西原村の方ですが、西原から通って農作業をされるのでしょうか。

**高木洋一委員**) 譲受人の息子夫婦が菊池市の河原に住んでおりますので、息子夫婦が管理をするそうです。

**会 長**) 他に、質問等ありませんか。

( 質問・意見なし )

**会 長**) 意見も無いようですので、まず、地上権設定の1番を除く案件について、許可することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

**会 長**) ありがとうございます。全員挙手ですので、地上権設定の1番を除く案件について、許可することに決定いたします。

**会 長**) 次に、地上権設定の1番は、この後に審議を行います議案第4号の農地法第5条許可申請の営農型太陽光発電設備の設置に伴う賃借権設定の可否との関連がありますが、そのことを踏まえまして、許可することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

**会 長**) ありがとうございます。全員挙手ですので、地上権設定の1番は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

**事務局長**) 議案第2号／農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。

8ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、1 番について説明をお願いいたします。

事務局) 9 ページをご覧ください。1 番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から南西に約 600m、国道 3 2 5 号線から東に約 200m の土地です。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域第 1 種居住地域の区域内にある農地であることから第 3 種農地になりますので転用は可能です。転用目的は、園庭の一部です。この案件については、申請人が約 50 年間、他人名義の土地を農地と知らず、令和 4 年 9 月に時効取得する際に畑であることが分かり、名義変更までは出来ましたが、地目変更は、出来ないということで今回の申請になったということですので、始末書が添付されております。位置図、現況写真につきましてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。50 年前から農地と知らず利用していたということで、令和 4 年 9 月に時効取得の際に農地であることが分かったということでの申請です。また、始末書も添付されております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第 4 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、許可相当することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。次に、議案第 3 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第 3 号／事業計画変更について ご説明させていただきます。10 ページをお開きください。

農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可案件について、別紙のとおり事業計画変更承認申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。



詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) 1 番について、説明をお願いします。

事務局) それでは、議案第 3 号の事業計画変更について説明します。議案書の 11 ページをご覧ください。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、農地区分、変更前の事業計画に従った実施状況、申請人、当初事業計画、変更後事業計画については、議案書に記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所泗水支所から北に約 1 km の位置にある農地です。

本件につきましては、令和 3 年 11 月 18 日に建売住宅のため農地の転用許可を受けましたが、許可後、北側に隣接する宅地のコンクリート擁壁が申請地にはみ出していることが分かりました。隣接地所有者との協議で境界を確定し、安全のために、この擁壁から 1 m 引いて申請地のブロック塀を設置することになり、当初計画の建売住宅 3 戸から 2 戸に変更することになりました。

それにより、事業計画変更承認申請書が提出されたものです。

会 長) 事業計画変更について、担当委員さんの意見を願います。

森政喜委員) 18 番の森です。事務局から説明のあったとおりであります。境界から出ていたということが判明し、当初 3 戸の計画が 2 戸に変更する個人住宅です。生活雑排水は、市の下水道に放流されます。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 事業計画変更について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第 4 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第 4 号／農地法第 5 条許可申請について、ご説明させていただきます。

12 ページをお開きください。農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転 11 件、賃貸借権設定 1 件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の 1 番、2 番、3 番は、関連しておりますので、一括して、説明をお願いいたします。

事務局) 所有権移転の 1 番、2 番、3 番です。13 ページをご覧ください。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約 2 km の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になり原則不許可となりますが、「不許可の例外規定の集落に接続して設置される場合に該当するため」、転用は可能です。この農地を 3 分割し、3 戸の個人住宅にする転用案件です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 所有権移転 1 番、2 番、3 番につきまして、担当委員さんの意見を願います。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。先ほど事務局の方から説明がありましたように、1 筆の農地を区分して 3 名の方が個人住宅を建てる案件です。11 月 7 日に丸山会長、推進委員、事務局と一緒に現地を確認しました。番号 1 番、2 番、3 番とも、子どもを菊之池小学校に通わせたいということで、ここに決められたということです。給水、排水は、市の施設を利用されるということです。何ら問題はないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

会 長) 次に 4 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の 4 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西に約 2.2 km の位置にある農地です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあることから、第3種農地になり、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。菊之池小学校が近いから、ここに木造平屋建てを建てるとのことです。上下水道は、市の施設を利用されるとのことです。何ら問題ないかと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に5番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約2kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になり原則不許可となりますが、「不許可の例外規定の集落に接続して設置される場合に該当するため」、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。この案件は、建築条件付建売予定地で、18の区画割りになっているそうです。市の上下水道施設を利用されます。何ら問題はないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に6番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 所有権移転の6番です。この案件は、担当推進委員との立会いがなく、前回保留になった案件です。

10月25日に笹本農業委員、宮本幸伸推進委員、事務局で現地調査を行いました。

譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南南西に約1.4kmの位置にある農地です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあることから、第3種農地になり、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。この案件は、10月の総会に保留になった案件です。場所は、深川の神社の西側になります。前回の総会案件で、10月25日に担当推進委員さんとの現地調査を行いました。この土地に3戸を建てられるとのこと。何ら問題ないかと思われ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に7番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 14ページです。所有権移転の7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南南東に約2.2kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。場所は、北消防署から東に約100mのところ。周辺は、住宅が建ち並んでおりますが、この土地に共同住宅を2棟、建設されるということです。給水は、市の水道を利用し、下水は、合併浄化槽を設置とのことです。何ら問題ないかと思われ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に8番、9番は、関連しておりますので、一括して説明をお願いします。

事務局) 番号8番と9番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。8番と9番は、1筆を2つに分割して個人住宅を建てられるということです。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池農業高校から南南西に約500mの位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 8 番、9 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7 番の宮本です。場所は、泗水の富の原のセブンイレブンから東に約 200m ところです。個人住宅で、近くには、公園等があり、生活環境的には、いいところです。給水と生活雑排水は、市の上下水道を利用されます。雨水は、雨水浸透柵を設置されます。何ら問題はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 10 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 番号 10 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池農業高校から南南西に約 500m の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地になりますので転用は可能です。この案件は、先ほど 8 番、9 番で説明しました、2 戸の個人住宅を予定されておりますが、この東側の宅地からの雨水が 8 番、9 番予定地の農地に流れていたため、今回、このよう排水路用地を設けられるものです。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 10 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7 番の宮本です。場所は、泗水の富の原のセブンイレブンから東に約 200m ところです。この水路用地は、東側の宅地の雨水を、この水路用地で処理するためです。何ら問題もないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 11 番の説明をお願いします。

事務局) 11 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池農業高校から南西に約600mの位置にある農地です。

農地区分は、「上水道と下水道の2種類の管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に「〇〇〇〇医院」と「〇〇医院」がある農地であることから第3種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 11番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。泗水の富の原のセブンイレブンから西に約100mのところ。共同住宅の2棟を建設されます。上下水道は、市の施設を利用されます。雨水は、浸透柵設置と自然浸透、オーバーフロー分は、水路に放流とのこと。何ら問題もないかと思われ。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に賃貸借権設定の1番の説明をお願いします。

事務局) 賃貸借権設定の番号1番です。15ページをお願いします。先ほどの3条の地上権設定と同じ案件です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南南東に約3.4kmの位置にある農地です。

農地区分は、農業振興地域整備計画の農用地区域になりますが、3年以内の一時転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。貸付人が農地でサカキを栽培され、借受人が太陽光設備を設置する案件です。何ら問題はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第5条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山悦子委員) 8番の高山です。所有権移転の1番、2番、3番の集落接続のところは、どのようになっていますか。

事務局) 図面のとおりになっています。

高山悦子委員)8番の高山です。所有権移転の11番は、譲受人が、造船鉄工所になっていますが、不動産売買等は、出来る会社ですか。

事務局)定款を見て見ますと不動産の売買等も出来る会社になっています。

会 長)他に質問等ありませんか。

( 質問・意見なし )

会 長)意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんの挙手をお願い致します。

( 全員挙手 )

会 長)ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長)議案第5号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。16ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見が求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものであります。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして、説明しますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長)それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局)議案の説明の前に、議案の修正がありますので、よろしく願いします。20ページをご覧ください。所有権移転の4番です。所有権の移転を受ける方が亡くなりになりましたので、公告ができないため取り下げになります。次に28ページです。29ページと同じものを掲載していたため、削除をお願いします。説明します。

17ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は賃借権設定25件、農地中間管理事業による賃借権設定1件、所有権移転6件となっております。それでは所有権移転の各筆明細の説明に入ります。19ページをご覧ください。

1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格については議案書記載の通りです。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。所有権を移転する方は、父が亡くなられ、本人は、車関係の仕事をされていて、耕作が出来ないための所有権移転です。所有権の移転を受ける方は、外国人労働者も雇われて、バリバリ農業をされている方です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に所有権移転 2 番の説明をお願いいたします。

事務局) 2 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

米村俊春委員) 2 番の米村です。所有権移転を受ける方が、これまで、この土地を借りられて耕作されておりましたが、所有権を移転する方から購入を依頼されての所有権移転です。相互合意による売買です。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

会 長) 次に、所有権移転の 3 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 3 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

古庄正治委員) 19 番の古庄です。11 月 3 日に現地確認を行いました。お互いの要望による所有権移転です。この農地には、飼料用とうもろこしを作付けされるということです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

会 長) 次に、所有権移転の 5 番と 6 番については、関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 5 番と 6 番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 5 番と 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員) 12 番の吉良です。11 月 6 日に推進委員さんと現地調査を行いました。所有権を移転する方は、以前から貸付けていましたが、所有権の移転を受ける方に購入を依頼され、話が纏まったということです。この農地には、お茶が植



えてあります。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 次に、所有権移転の7番について、説明をお願いいたします。

事務局) 7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3番の井藤です。所有権の移転を受ける方は、熊本市にお住まいですが、菊池市の認定農業者です。所有権移転後は、「にがうり」を作付けされるそうです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) 今回の計画は、只今説明がありました所有権移転6件のほか賃貸借権設定25件、中間管理事業による賃貸借権設定1件です。しばらく時間をとりますので、ご確認いただきたいと思います。

(各委員議案の内容確認)

会 長) それでは、議案の確認をして頂いたと思います。所有権移転の2番を除く案件につきまして、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、所有権移転の2番を除く案件について原案のとおり承認することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、所有権移転の2番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定されている「議事参与の制限」に該当される委員さんがいらっしゃいますので、議席番号1番の委員さん、退席していただきますようお願いいたします。

( 該当委員 (議席番号1番/笹本一人委員) の退席確認)

会 長) それでは、所有権移転の2番について、何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、所有権移転の2番につきまして原案のとおり承認することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

ご退席された委員さんは、自席へお戻りください。

( 該当委員 (議席番号1番/笹本一人委員)

会 長) 次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 30ページをお開きください。報告案件は、「許可不要転用届について」、「取下げについて」「合意解約について」の3件となっております。

先ず、「許可不要転用届」でございます。2件でございます。31ページをご覧ください。

1件目です。農業用機械倉庫建設に伴うものであります。詳細につきましては、31ページに記載のとおりでございます。次に2件目です。32ページをお願いします。携帯電話基地局設置に伴うものです。詳細につきましては、32ページに記載のとおりでございます。

次に「取下げについて」でございます。33ページをお願いします。申請人は当初、農地法第3条の許可申請書で提出されましたが、受け手さんが認定農業者であったため、基盤の方に切り替えられたことによるものです。

詳細につきましては、33ページに記載のとおりでございます。

次に「合意解約」でございます。34ページから36ページです。

今回、農地法第18条の規程による合意解約通知が12件あっており、詳細につきましては、34ページから36ページに記載のとおりでございます。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) 只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。  
本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けいたします。

事務局) 事務局より 1 件あります。前回の総会の案件で、新規就農者で質問があった件について、報告します。新規就農者の 3 条でサカキを植えられるところで、昨年「〇〇農場」に研修に行かれており、〇〇農場では 1m ほど生育し、順調であるとのこと。申請者の当農場との関わり合いですが、今年の 5 月からしん止め作業や順調に育っているかなどの観察を行っております。また、消毒の作業もありますが、現在のところ虫が付いていないということで、行われておりません。サカキが出荷出来るようになったら収穫作業も行われます。また、サカキの仕入れ先は、菊池市「〇〇農園」から購入されることを予定されております。また、出荷先については、熊本の「〇市場」や「〇〇〇〇〇〇」、鹿本の「〇〇〇〇〇〇〇」などを検討されているとのこと。

会 長) 他に、何かありませんか。  
( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。慎重なるご審議ありがとうございました。これをもちまして「令和 4 年第 11 回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩